

令和5年3月16日(木)  
教育委員会義務教育課  
夜間中学準備係  
内線：2698

## 群馬県立夜間中学校管理に関する規則の制定について

義務教育課

### 1 制定の趣旨

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定より、「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。」とされている。
- ・これまで本県教育委員会が管轄している県立学校は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のみであり、県立中学校は存在していなかったため、県立夜間中学を対象とした規則を新たに定めるものである。
- ・なお、本規則は管理運営の基本的事項のみを定めるものであるため、実際の教育内容等については、今後作成する教育課程や校則等の中で定める。

### 2 施行期日

- ・令和5年4月1日